

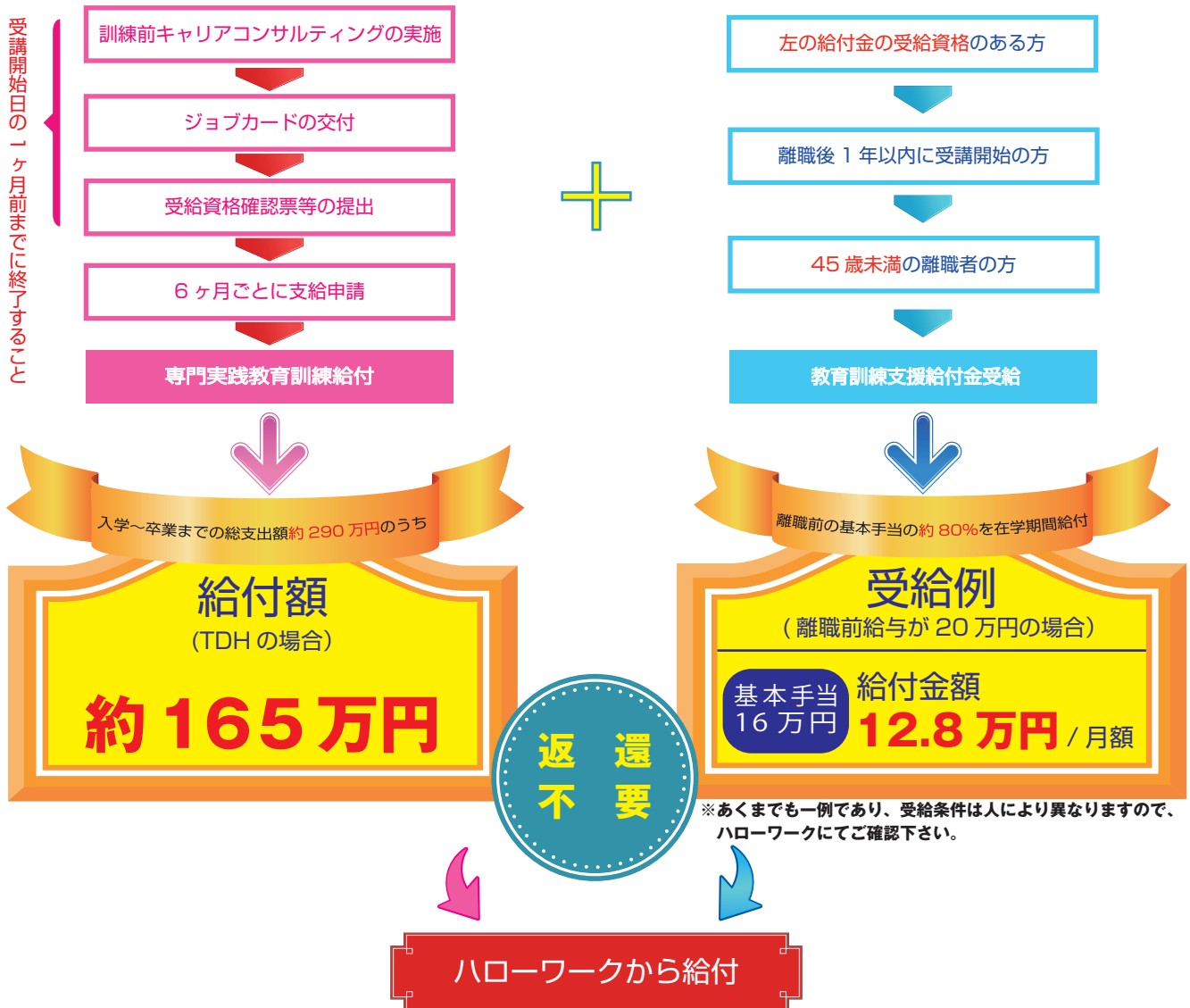
実践教育訓練給付金制度とは？

厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合に、本人が修了までに支払った学費の **50%**（年間上限 **40 万円**）が給付されます。

給付対象の方

- ・ はじめて受給される場合
受講開始日までに通算して **2 年以上の雇用保険の被保険者期間**を有している方
- ・ 2 回目以降に受給される場合
前回の受給から **3 年以上雇用保険被保険者期間**を有している方

給付金申請の手続き（ハローワークにて）



3 年間の給付例（TDH の場合）

1 年次
40 万円

2 年次
約 35 万円

3 年次
約 36 万円

卒業後国家試験に合格し、1 年以内に就職追加給付約 **54 万円**